

# 福祉の各種手当

受給には申請が必要です。詳しくは各申請先へ。

問 ① 子育て推進課 (☎62-1061・FAX 24-3481)  
 ② 福祉総務課 (☎62-1208・FAX 24-3481)

種類 問	受給資格		支給月額	支給月
児童手当 ①	中学3年生までの児童を養育している人 ※国外在住の児童は、留学目的を除き対象外 ※所得制限あり ※誕生日、転出予定日などの翌日から15日以内に申請してください。	0～3歳未満	15,000円	6月 10月 2月
		3歳～小学校修了前(第1・2子)	10,000円 (第3子以降15,000円)	
		中学生	10,000円	
		所得制限世帯	5,000円	
児童扶養手当 ①	父母がいないか、父母のどちらかが重度の障害の状態にある18歳年齢到達年度までの児童を監護する父母、または父母がいない場合その児童を養育している人 ※刈谷市遺児手当以外は所得制限あり	・児童は20歳未満の障害児を含む ・所得に応じて支給額が変動します。	1人…42,500円 2人…52,540円 3人目からは6,020円加算 ※6年目から手当額が2分の1(適用除外制度あり)	4月 8月 12月
1～3年目		4,350円	4月 8月 12月	
4～5年目		2,175円		
刈谷市遺児手当 ①		6年目以降	支給なし	
刈谷市遺児手当 ①			2,400円	9月 3月
特別児童扶養手当 ②	20歳未満の中重度・重度障害児を監護養育している人 ※障害を支給事由とした年金を受給している場合および施設に入所している場合は該当しません。		1級障害児…51,700円 2級障害児…34,430円 ※所得制限あり	4月 8月 11月
難病疾患見舞金 ②	特定疾患により1か月以上通院・入院治療している人 ※該当となる疾患はお問い合わせください。 ※刈谷市心身障害者扶助料受給者は該当しません。		2,100円	9月 3月
刈谷市心身障害者扶助料 ②	身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人またはIQ75以下の判定を受けている人	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級	4,000円	9月 3月
		身体障害者手帳3級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級	3,000円	
		身体障害者手帳4・5・6級、療育手帳C判定、精神障害者保健福祉手帳3級	2,100円	
特別障害者手当 ②	20歳以上で心身に著しい重度の障害があるために日常生活において自宅で常時特別な介護が必要と診断書などにより認められる人 ※施設入所者(介護保険施設を含む)、長期入院者、愛知県在宅重度障害者手当受給者は該当しません。		A種…33,790円 B種…27,990円 C種…26,940円 ※所得制限あり	5月 8月 11月 2月
障害児福祉手当 ②	20歳未満で心身に著しい重度の障害があるために日常生活において自宅で常時特別な介護が必要と診断書などにより認められる人 ※障害を支給事由とした年金受給者、施設入所者、愛知県在宅重度障害者手当受給者は該当しません。		A種…21,550円 B種…15,800円 C種…14,650円 ※所得制限あり	5月 8月 11月 2月
愛知県在宅重度障害者手当 ②	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定(IQ35以下)の人もしくは身体障害者手帳3級かつ療育手帳B判定(IQ50以下)の人 ※特別障害者手当受給者および障害児福祉手当受給者、施設入所者(介護保険施設を含む)、長期入院者は該当しません。 ※平成20年4月1日以降、65歳以上で新たに障害者となった人は対象外です。		1種…15,500円 2種…6,750円 ※所得制限あり	4月 8月 12月